

## 市長室から お答えします

### 多重債務の整理について

**Q** 現在、数社の金融業者より数百万円の債務があります。月々の収入では、その返済が困難で、取り立てにも苦しんでいます。同様のことで苦しんでいる人も多いと聞きます。このような問題について適切に解決できる方法はないでしょうか。

**A** 昨今の経済不況により多額の債務を抱え、その返済に苦慮されている人も少なくないようで同様の相談を多く受けています。債務の整理については、いくつかの方法がありますが、ここでは「特定調停」という手続きについて説明します。

「特定調停」は債務に苦しむ人の生活の立て直しを図るため、裁判所の民事調停として進める手続きです。調停委員会が申立人から生活状況や収入、今後の返済方針などを聴取した上で相手方の意向を聴き、残っている債務をどのように支払っていくことが経済的に合理的なのか双方の意見を調整します。

この手続きはわずかな費用で、比較的容易に早く解決できるという利点があります。この特定調停を含めた債務整理全般の手続きについては、最寄りの裁判所へ直接出向いて尋ねるか、本市で毎週月曜日および木曜日に行っている市民生活相談へお問い合わせください。

くわしくは市民支援課 ☎ 20-1507 までお問い合わせください。

## 消費生活 相談 Q&A

### 二次被害にご注意を！



**Q** 10年前に格安料金で「海外旅行に行ける」「ブランド品が安く購入できる」などと説明を受け、複合サービス会員になって高額な英会話ビデオを契約し支払いを済ませました。先日、別の業者から「会費が未納です。退会を希望するなら登録抹消手続きが必要なので営業所に来てください」と言われ会う約束をしました。会員サービスを1度も受けたことはなく退会したいと思っています。営業所に行くべきですか。

**A** 過去に複合サービス会員・資格取得講座・在宅ワークに必要な教材などを契約したことがある人が再度狙われています。会費が未納 会員サービスを利用していないので不良会員となっている。違約金が必要 会員登録を取り消してあげる 生涯契約なので退会するには解約金が必要などと、うその説明をして高額な解約料などを請求したり、新たに別の契約をさせる「二次被害」の相談が増えています。契約した業者とは別の業者が不正な請求をしてくる場合もあるので、請求内容に不審な点があり納得できないときは言われるままに支払わないことが大切です。

数年間、会員としての案内や連絡も無かったのに、急に別の業者から「会費が未納」「退会手続きが必要」などと、根拠の無い呼び出しに応じる必要はありません。さまざまなセールストークで呼び出して、高額な商品を契約させられる恐れがあります。万一、呼び出しに応じて契約をしてしまっても8日間はクーリング・オフができます。

不安なときは消費生活センター(☎23-1161)へ。

## 消防・防災・防犯

### 暮らしの安全 知っ得情報

### 気象情報に注意しよう



台風や豪雨はその襲来時期や規模、被害の程度など、ある程度予測が可能です。そのため、事前の対策次第で被害を最小限にすることができます。

また、台風の年間平均発生数は28個、その内上陸するのは平均3個です。渦巻きの左側より右側の方が風が強くなるので被害が大きくなるのが予想されます。台風や大雨が近づいたら、気象情報には十分注意し、適切な対応をとるようにしましょう。

台風の大きさや強さは、右表のように階級分けがされており、一般的に「最大風速 m、中型で並の強さ」というように表示されます。規模の目安になりますので覚えておきましょう。

くわしくは防災対策課 ☎ 20-1523 へ。

#### 台風の大きさと強さ

大きさ(風速15m/秒以上の半径)	
ごく小さい	200km未満
小型	200km以上300km未満
中型	300km以上500km未満
大型	500km以上800km未満
超大型	800km以上
強さ(最大風速)	
弱い	17m以上25m/秒未満
並の強さ	25m以上33m/秒未満
強い	33m以上44m/秒未満
非常に強い	44m以上54m/秒未満
猛烈な	54m/秒以上
風と被害	
風速10m	傘がさせない
風速15m	看板やトタン板が飛び始める
風速20m	小枝が折れる
風速25m	瓦が飛び、テレビアンテナが倒れる
風速30m	雨戸がはずれ、家が倒れることも

## 国民健康保険税

病気やけがの医療費をまかなう大切な財源です

納税通知書は今年15日に発送

国民健康保険(以下国保)税は、病気やけがに備え、加入者の皆さんが負担能力に応じてお金を出し合い、医療費などの支払いに充てる大切な財源です。

17年度国保税の納税通知書は、7月15日付けで、加入世帯に発送されます。そこに記載された税額は、平成16年中の所得などを基に算定されたもので、医療給付費分と介護納付金分(対象は満40歳～65歳未満)の合計額となっています。(表参照)

国民健康保険税額の内訳

区分	医療給付費	介護納付金
所得割税率	6.7%	1.4%
被保険者均等割額 (1人当たり)	20,000円	13,000円
世帯別平等割額 (1世帯当たり)	13,000円	
課税限度額	530,000円	80,000円

なお、世帯主がほかの社会保険などに加入していても、世帯員に国保加入者がいる場合、制度上原則として、世帯主あてに発送されます。ただし、課税の対象となるのは、国保に加入されている(保険証の5～6ページに記載のある)人だけです。

また、現在国保に加入している人が、就職などで、勤務先の社会保険に加入した時は、市と勤務先などで発行された両方の保険証を持って、保険年金課で脱退の手続きをしてください。

納期は、7月から来年2月までの計8回です。

### 国保税の軽減・減免

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額および平等割額の軽減制度があります(ただし、住民税の申告をしていない場合は適用を受けることができません)。

### 軽減割合と対象

**6割軽減**...前年中の所得が33万円以下の世帯

**4割軽減**...前年中の所得が、33万円に世帯主を除く加入者一人あたり24万5,000円を加算した額以下の世帯

また、災害などの特別な事情により生活が著しく困難な期間は、減免を受けられる場合がありますので、保険年金課へお問い合わせください。

\*

国保税の納期限から1年を経過しても納付が無いと、特別な事情がある場合を除き、被保険者証を返還してもらい、代わりに「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。

## 国民年金 保険料の免除と納付の猶予が受けられます

国民年金には、事故や病気などで働かず収入がない場合や収入の少ない20歳代の人に、本人の申請により、保険料の免除や納付を猶予する制度があります。

この制度には保険料の全額が免除される「全額免除」、保険料の半分を納めることによって残りの半分が免除される「半額免除」、それと保険料の全額が納付の猶予を受けられるものがあります。いずれも一定の基準に該当した場合に認められます。

また、これらの審査は、前年の所得を確認する必要がありますので毎年度申請が必要です。

なお、免除の承認を受けた期間は保険料の未納期間とはなりません。将来、老齢基礎年金を受ける場合には、納めた場合の3分の1(全額免除)または3分の2(半額免除)の年金額として計算されます。しかし、納付の猶予を受けた期間は追納しなければ年金額に計算されません。

免除および納付の猶予を受けた期間から10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができますので、納められるようになった場合は千葉社会保険事務局佐原事務所(☎0478-55-1661)へご連絡ください。

### 承認期間

平成17年度の承認期間は全額・半額免除および納付の猶予とも平成17年7月から18年6月の1年間です。承認を受けようとする場合は7月以降のなるべく早い時期に保険年金課へ申請してください。

### 申請に必要なもの

申請には、年金手帳、印鑑(本人が署名する場合は不要)が必要です。転入者は所得および控除額を証明できる書類も必要となります。

学生には「学生納付特例制度」がありますので、全額・半額免除および納付の猶予を受けることができます。

## 障害基礎年金

現況届は8月1日までに

毎年7月は、障害基礎年金を受けている人が、現況届を提出する時期です。現況届は、引き続き年金を受けるための大切なものです。

該当者には、千葉社会保険事務局佐原事務所から現況届の用紙が6月中に届きますので、必要事項を記入して8月1日(月)ただし、診断書を添付する場合は、書面の現症は7月中のものまでに保険年金課へ提出してください。

**対象** = 次のいずれかに当てはまる人

20歳前に初診のある傷病による障害基礎年金を受けている人  
障害福祉年金から移行した障害基礎年金を受けている人

